**平成２５年（フ）第３３２号**
静岡市葵区羽高18番地　県営麻機羽高団地13棟382号
債務者　竹端　麻妃
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月30日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第１４号**
石川県鳳珠郡穴水町字前波ホ字71番地
債務者　大根谷優子
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月２日午後１時10分
金沢地方裁判所輪島支部

**平成２５年（フ）第３１０号**
静岡県藤枝市本町３丁目４番35号
債務者　笹野　伸明
1　決定年月日時　平成25年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第７５号**
沖縄県中頭郡北谷町字北前262番地６　ブランドール101
債務者　與儀　実信
1　決定年月日時　平成25年６月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月４日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成２５年（フ）第３４号**
静岡県浜松市北区三ヶ日町三ヶ日760番地の２　ＶＩＰハイツアーバン203号
債務者　小笠原シヅエ
1　決定年月日時　平成25年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２５年（フ）第２０３号**
静岡県浜松市中区上島４丁目５番10号　ＭＥＬＬＯＷ　ＨＯＵＳＥ88―202号室
債務者　池谷　彰則
1　決定年月日時　平成25年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２５年（フ）第１９７号**
栃木県河内郡上三川町大字川中子679番地２、前住所神奈川県川崎市高津区新作６丁目７番34号　レオパレス新作102
債務者　中里　卓也
1　決定年月日時　平成25年６月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２５年（フ）第３６０号**
東京都八王子市犬目町331番地８
債務者　中村　博一
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２５年（フ）第４５８号**
東京都八王子市めじろ台２丁目70番地５カーサ・パセオ306号
債務者　佐々木恵子
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２５年（フ）第２５９２号**
大阪市住之江区西住之江３丁目６番27―408号
債務者　乾　　仁美
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２４年（フ）第２１３号**
滋賀県東近江市小脇町367番地１　谷アパート21号室、開始決定時の住所滋賀県東近江市幸町１番52―13号
破産者　ルレーブこと　林　健治郎
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　決定年月日　平成25年６月12日
5　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

## 破産手続終結

**平成２４年（フ）第８７号**
栃木県足利市小俣町1690番地７
破産者　塩沢建設株式会社
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所足利支部

**平成２３年（フ）第６２２号**
埼玉県越谷市西方２丁目21番17号　金子ビル２―Ａ号
破産者　スリースター株式会社
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２４年（フ）第３２０号**
東京都江東区亀戸２丁目６番６―501号
破産者　山繁鋼材株式会社
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２４年（フ）第１５１号**
最後の住所新潟県柏崎市希望が丘２―７―106　市営半田団地Ｃ号棟103
破産者　亡大川栄一相続財産
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２４年（フ）第７８号**
岐阜県各務原市那加桜町２丁目361番地
破産者　株式会社フジ製酪コーポレーション
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所